

初狩小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月16日改訂

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みに当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわり、すべての教職員が日々実践することが求められている。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法第一章第2条」より】

（2）いじめの基本認識

本校では、以下の①～⑦の考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する早期対応」を適切に行う。

- ① いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめられている子ども最後まで守り抜く。
- ④ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止のための基本姿勢

[学校として]

- (1) いじめを絶対に許さないという認識と見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識をもつ。
 - ・校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し組織的な体制を整える。
 - ・いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして児童の少しの変化も見逃さないように日頃の個々の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
 - ・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び子供たち同士の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- (4) 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図る。
 - ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。
- (5) いじめ早期解決のため、当該児童の安全を保証するとともに校内だけでなく関係団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ・必要に応じ、市支援室、教育事務所（ＳＳＷ）、児童相談所、警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携協力し対応する。
- (6) 学校と家庭及び地域との連携において、指導にあたる。
 - ・いじめの未然防止や早期発見やいじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携を深める。

[教師として]

- (1) いじめを見抜く感性を磨く
 - ・いじめは目の届きにくいところで起こることを念頭に、チェック表等を参考にしながら、教師自身がいじめを見抜ける感性をもつ
- (2) 不安や悩みを受容する姿勢を持つ
 - ・児童の話に最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- (3) 心の居場所づくりに努める
 - ・児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童同士の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- (4) 一人一人の児童（心）理解に努める
 - ・授業時間だけでなく、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動し、一人一人に声をかけるよう心がける。
- (5) いじめは許さないという学級風土をつくる
 - ・道徳や学級活動の時間等で、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- (6) わかる授業づくりに努め、児童の「自信」と「やる気」を引き出す
 - ・常に「わかる授業」、主体的で対話的な児童自身が学びを実感できる授業づくりに努め、一人一人の自身や意欲を高める。
- (7) 互いに認め、高め合える学級集団づくりに努める
 - ・児童一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

- (8) 教師間で連携・協力して問題の解決にあたる
 - ・担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- (9) いじめを受けた児童は最後まで守る
 - ・苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- (10) 児童本人と保護者からの声に誠実に答える
 - ・いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

3 いじめ対策の組織

(1) 組織対応の基本的な考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することを原則とする。そのために、以下について教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- (ア) いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
 - (イ) いじめ対策に同歩調で取り組む組織やルールを作る。
 - (ウ) いじめの早期発見等への手立てを組織的に行き、早期対応が図れるようにする。
 - (エ) 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
 - (オ) 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- ＊問題解決までの過程とは、
「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- (カ) 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

(2) いじめ問題に取り組むための校内組織

(ア)「児童理解会議」

- ・毎月1回、児童理解会議を設定し、児童一人ひとりについて記録し、共通理解が必要な場合は、話し合いを持つ。
- ・児童の課題や問題行動等についての対処方法や指導法について学び合う。

(イ)「生徒指導部会」(校内いじめ対策委員会)

- ・いじめや不登校をはじめとする様々な問題行動の発生を未然に防止する。
 - ・問題行動が発生した場合は、適切な判断と対策により、事象の拡大化等による児童への悪影響を最小限に防ぎ、健全な学校経営を期する。
 - ・必要に応じて、随時生徒指導主任が招集する。
- 《構成員》校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任・(児童会主任)(担任)

(ウ)「職員会議」

- ・月の指導重点について取り組みや児童の様子について反省する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) いじめを未然に防止するための取り組み

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

- ③ 道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。
 - ④ あいさつ運動を推進する。
 - ⑤ 障害のある児童や性同一性障害等に係る等、特に配慮が必要な児童等へは、組織的に指導する。
- (3) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ① いじめゼロをめざした児童会活動を推進する。
 - ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に答えようとする心情を高める体験を推進する。
 - ③ 集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- (4) 自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- ① 一人一人が活躍できる活動の設定
 - ・縦割り班活動等の異学年の交流の場を設定する。
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実する。
 - ・児童が主体的に取り組む学習活動を工夫する。
 - ② 人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。
 - ・友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめの早期発見のための手立て
- ① 全教職員での児童の観察の実施
 - (ア) すべての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。
 - (イ) 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、児童理解会議等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ② 定期的な実態調査
 - ・「学校生活に関するアンケート」を年3回（6月、11月、2月）行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - ※いじめ「解消」の判断…いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければいけないこと。
 - ③ 相談体制の充実
 - ・担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした「いじめ相談窓口」の設置、教育相談活動を充実させる。児童の様子の変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。
- (ウ) いじめの早期発見の対応
- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- (ウ) 傍観者の立場に入る児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (オ) いじめられている児童の心の傷をいやすために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、指導を行っていく。

(エ) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- (ア) 家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- (イ) 学校家庭にはなかなか話すことができないように状況であれば、公共機関等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、大月市教育委員会と連絡を取り、大月警察署と相談する。いじめが「重大な事態」と判断された場合は、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

(3) いじめられた児童または保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方は絶対にしない。

家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童保護者に対して徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が信頼できる人と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じては心理福祉の専門家など、外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して観察し、十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていく。

児童にかかわること	保護者にかかわること
○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○休み時間、放課後、登下校時に教師による見回りをを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。	○いじめの問題解決に向けた学校の方針を伝え、理解を求め、協力してもらう。 ○家庭訪問等により、保護者に事実関係を迅速に伝え、いじめられた児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝える。

(4) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめた側の児童からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったと確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて専門家の協力を得、いじめをやめさせ、再発を防止する措置を取る。

事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。

児童にかかわること	保護者にかかわること
○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関との連携を図る。	○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くように指導する。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応をするよう伝える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが確認されたとき、学級会や全校集会を臨時に開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

児童がいじめを認識したとき、それを傍観することは、いじめに荷担したと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。友だちの言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力して行う。一部の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策の組織で情報を共有し、組織的に対応する。

(2) 校内研修の充実

生徒指導上の諸問題について、話し合う場を職員会議の中に設け、職員の共通理解を図り、学校体制の中で解決を図っていく。また、校内研の中で、生徒指導の諸問題に関する学習会を企画する。

(3) 校務の効率化

各学年の担任が、児童と向き合える時間を確保するため、校務分掌の偏りをなくすよう配慮する。

(4) 地域・家庭との連携

学校方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広める。家庭訪問や学級通信を通じて家庭との連絡を密にし、連携協力体制を築く。

PTA、地域民生委員、大月警察署などと連携した対策を推進する。

7 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③ 児童や保護者から重大事態の申し立てがあったとき
- ※「疑いがある」と認めた段階で重大事態として扱う。

(2) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）（以下「重大事態ガイドライン」という。）により適切に対応する。

① 重大事態ガイドラインの構成

- 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的
- 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第4章 重大事態を把握する端緒
- 第5章 重大事態発生時の対応
- 第6章 調査組織の設置
- 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第8章 重大事態調査の進め方
- 第9章 調査結果の説明・公表
- 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第11章 調査結果を踏まえた対応
- 第12章 地方公共団体の長等による再調査

【別添資料1】 いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別添資料2】 いじめ重大事態に係る申立様式
《参考》法・基本方針の関連する規定

② 留意事項

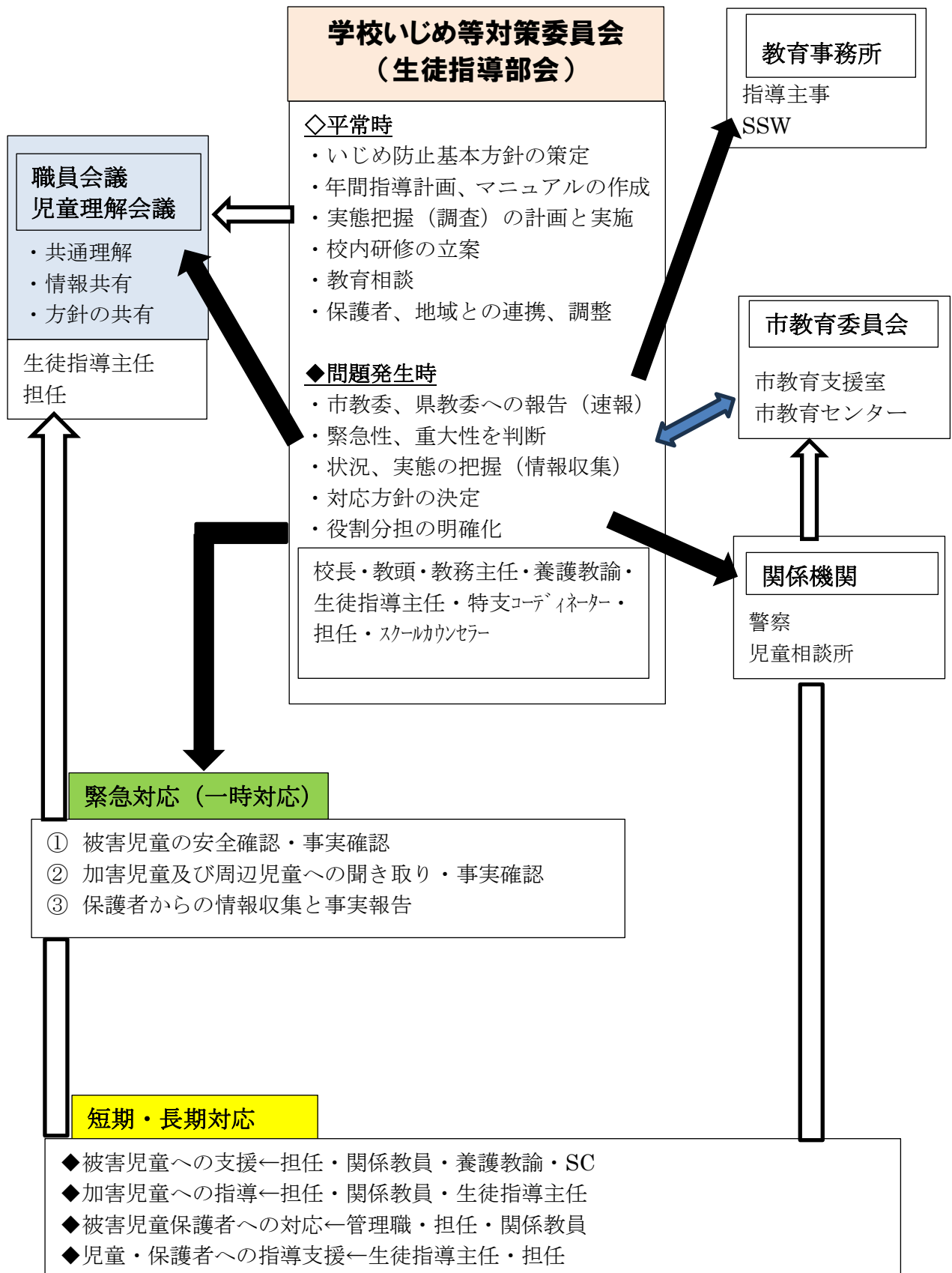
(ア) 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

年度初めの職員会議に等において、本気方方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取り組みを行うよう努める。

(イ) チェックリストの活用

平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドラインのチェックリストを実情に応じて編集のうえ活用すること。

いじめ防止対策のための校内組織



いじめ防止指導年間計画

大月市立初狩小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ防止基本方針の確認 学年部会等で啓発	情報モラル教育	人権教室 (隔年)	防犯教室 ←	教師・児童向け隔年	
	←	＊日常的な児童理解、児童理解会議での児童の共通理解 ＊事案発生時に、緊急対策会議の開催				→
防止対策	←	＊児童会あいさつ運動の推進、道徳教育の充実 ＊学級づくり、人間関係づくり ＊相談窓口の設置(養護教諭を中心に)				→
早期発見			いじめアンケート SNSアンケート			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議					いじめ防止基本方針の改善	
	←	＊日常的な児童理解、児童理解会議での児童の共通理解 ＊事案発生時に、緊急対策会議の開催				→
防止対策	←	＊児童会あいさつ運動の推進、道徳教育の充実 ＊学級づくり、人間関係づくり ＊相談窓口の設置(養護教諭を中心に)				→
早期発見		いじめアンケート			いじめアンケート 保護者アンケート(学校評価)	